

事業者の皆様へ

Let's プリム

～事業ごみの減量とリサイクル～



事業ごみとは？

営利、非営利を問わず、「すべての事業活動で発生するごみ」のことです。

「事業ごみ」と「家庭ごみ」の違い

- ・家庭から排出されるごみは、市で収集し、市の施設で処理します。
- ・事業所から排出されるごみは、市では収集しません。



事業ごみ

目次

	Page
事業者の責務	2
産業廃棄物の種類	3
事業ごみの処理	4～5
市の処理施設と民間の資源化施設	6
事業ごみを減量するためには	7
倉敷市のごみ減量化施策	8

事業者の責務

事業所は、廃棄物処理法に基づき、以下のことを守らなければなりません。

自己処理責任

事業活動に伴って生じたごみは、自ら処理するか、許可を受けた業者に委託して処理しなければなりません。

ごみの減量

ごみの発生抑制、再利用、再生利用を積極的に推進し、廃棄物の減量に努めなければなりません。

市施策への協力

ごみの減量、適正処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。

廃棄物処理法

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。
 - 3 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業ごみとは

営利、非営利を問わず、「すべての事業活動で発生するごみ」のことです。



種類や量にかかわらず事業所内から出たごみは、すべて「事業ごみ」です。

学校や公民館、病医院、社会福祉施設のほか、飲食店や事務所、個人商店等から発生するごみも「事業ごみ」となります。

- 従業員が飲食した弁当容器やペットボトル
- 事務所から出たメモ用紙、紙くず
- 理容室、美容室から出る毛髪、シャンプー等の空き袋 など

少量であっても、家庭ごみのごみステーションには出せません。

廃棄物処理法による罰則

事業ごみを家庭ごみの集積所に出すことは、不法投棄とみなされ、廃棄物処理法25条により、5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

住居と店舗・事務所が同じ建物の場合

住居から出るごみは家庭ごみ、店舗・事務所から出るごみは事業ごみになります。



産業廃棄物の種類

■ すべての業種において産業廃棄物となるもの

種類	主な具体例
燃え殻（がら）	焼却灰、石炭殻、焼却炉の残さ など
汚泥	排水処理汚泥、研磨かす、建築系汚泥、生コン残さ、製造工程から出る泥状物 など
廃油	潤滑油、絶縁油、動植物性油、アルコールなどの溶剤、固形石鹼 など
廃酸	硫酸、塩酸、ホルマリンなどのすべての酸性廃液
廃アルカリ	ソーダ液、アンモニア液、廃写真現像液などすべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	クリアファイル、ポリ袋、お菓子の袋、発泡スチロール、プラスチックバンド、自動車用タイヤなどすべてのプラスチック製品
ゴムくず	ゴムチューブなどの天然ゴム
金属くず	飼料用缶・缶詰の缶などの空き缶、金属製の菓子箱、事務いす、パイプいす、ビデオデッキ、カメラ、スチールラックなどの金属製品
ガラスくず、陶磁器くず コンクリートくず	空き瓶、板ガラス、湯呑みなど陶器類、れんが、瓦 など
鉱さい	電気炉などの残さ、鋳物廃砂、不良鉱石 など
がれき類	工作物の新築・改築・解体に伴って出るコンクリート破片、レンガの破片、アスファルトの破片、瓦くずなどの混合物で分離することが出来ないもの
ばいじん	大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法で規定されるばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設などの集じん施設で集められたもの

■ 特定の業種において産業廃棄物となるもの

種類	指定業種
紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築・除去等）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、出版業 など
木くず	建設業に係るもの（工作物の新築・除去等）、木材又は木製品製造業、パルプ製造業 など
繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築・除去等）、繊維工業（衣類その他繊維製品製造業を除く）など
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物性残さ
動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場で家畜の解体などにより生じた固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業から生じた牛、馬、豚、にわとりなどのふん尿
動物の死体	畜産農業から生じた牛、馬、豚、にわとりなどの死体

■ 特別管理廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などを有するものは、より厳しい基準に従って処理しなければなりません。

事業ごみの処理

事業所から排出されるごみは、廃棄物処理法で産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分され、それぞれ取り扱いが異なります。

事業ごみは発生した時点で、次の3種類に分別して、さらに処分先や処分方法ごとに分別してください。



産業廃棄物

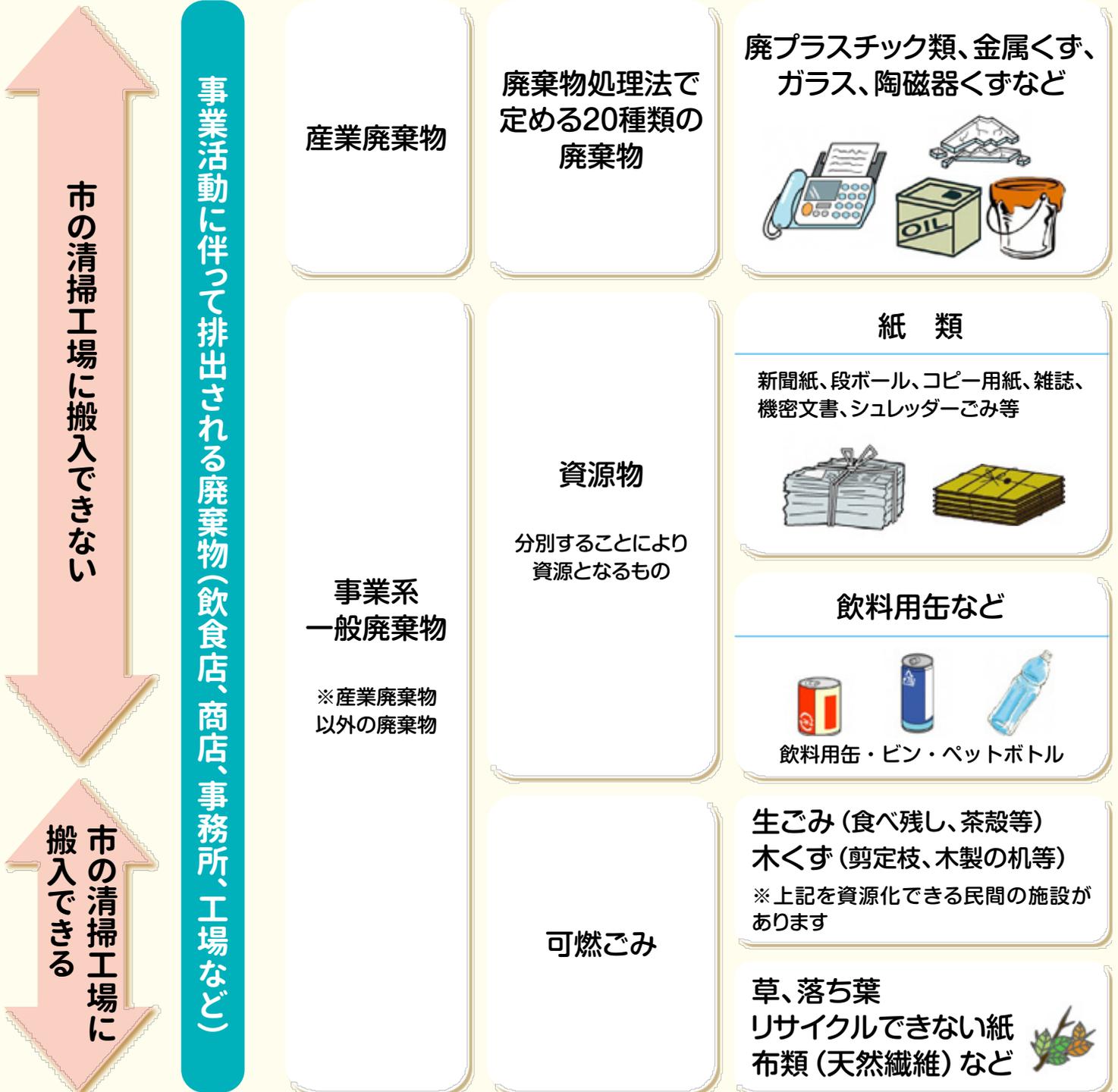


資源物



事業系一般廃棄物

■ 事業ごみの種類



リサイクル法に基づく処理など

① テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機

家電リサイクル法に基づきメーカーがリサイクルを行います。

「家電リサイクル券センター」の
ホームページもご参照ください。

<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

② 消火器

廃棄物処理法の広域認定制度により、メーカー等がリサイクルを行います。

「消火器リサイクルセンター」の
ホームページもご参照ください。

<https://www.ferpc.jp/>



**産業廃棄物は
市のごみ処理施設に搬入できません。**

産業廃棄物処理許可業者へ処理を委託するなど適正に処理してください。

リ
サ
イ
ク
ル

紙類 ▷ 紙製品に

缶類 ▷ 金属製品等に

ペットボトル ▷ 繊維製品等に

堆肥・飼料等に

焼却
(市の清掃工場)

リサイクル可能な紙類は
清掃工場に搬入できません!

倉敷市では紙類のリサイクルを推進するため清掃工場への紙類の持ち込みを禁止しています。
紙類は適切に分別しましょう。

具 体 例



雑誌、八ガキ、OA用紙



カレンダー、封筒、包装紙

▶業者に回収を依頼する場合は、業者ごとに分別区分や出し方が異なりますので、回収業者に確認してください。

市の処理施設に自己搬入する場合の処理方法

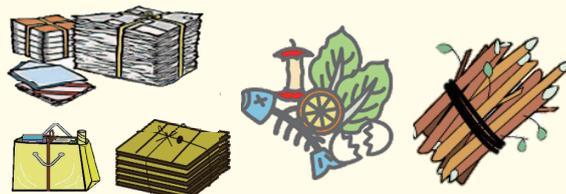


■ 燃やせるごみ (事業系一般廃棄物のみ)

受入れ施設	場所・連絡先	受入時間	処理手数料
水島清掃工場	倉敷市水島川崎通 1-1-4 TEL: 086-448-1311	月～金曜: 8:45～16:30 土曜: 8:45～14:00	153円/10kg ※10kg未満の場合は10kgとみなします。
西部清掃工場	倉敷市玉島道越 888-1 TEL: 086-526-2338	※祝日も上記時間内に持ち込むことができます。	

その他の資源ごみの持ち込み先

事業所から出る資源ごみについては、下記の再生資源業者に引き渡すなどして資源化にご協力ください。



■ 古紙・紙類の持ち込み先 (民間の紙問屋)

業者名	電話番号	所在地
倉敷再生資源事業協同組合	086-465-3050	倉敷市中島1395
岡山県リサイクル資源協同組合	086-486-0711	倉敷市平田708-4
岡山県リサイクルサービス協同組合	086-480-0095	倉敷市西田6-7

■ 生ごみ・厨芥類 (事業系一般廃棄物) の持ち込み先

業者名	電話番号	所在地
有限会社立龍美掃	086-422-8897	倉敷市平田817
株式会社カワナカ	086-523-5250	倉敷市玉島乙島8264-14
社会福祉法人三穂の園	086-525-2522	倉敷市真備町箭田2439
バイオディーゼル岡山株式会社	086-259-4910	岡山市南区築港栄町7-49

■ 木くず (事業系一般廃棄物) の持ち込み先

業者名	電話番号	所在地
マテリアルバンク株式会社	086-435-5570	倉敷市粒江1885-2
JFE 環境サービス株式会社	086-447-4892	倉敷市水島川崎通1-14-1
倉敷企業株式会社	086-525-8515	倉敷市玉島服部3737
EcoPark児島(株式会社ナカダ)	086-475-1166	倉敷市児島宇野津1882-1

※実際に持ち込む際には、事前に詳細について各事業者へお問い合わせください。

ごみを減量するために

事業ごみ減量によるメリット

廃棄物の減量化・資源化を行うことはメリットがたくさんあります。環境に優しい事業所を目指しましょう。



1 処理コストの削減

ごみを減量化・資源化することにより、ごみの量が減り、ごみ処理にかかるコストを削減することができます。

2 企業のイメージアップ

環境問題に関心が高まっており、企業全体でごみの減量やリサイクルを推進することは、企業のイメージアップにつながります。

3 地球環境の保全

事業者によるごみの減量等の取組みが、資源保全、省エネルギー、地球温暖化の防止など環境を守ることに繋がります。

事業ごみの減量化・資源化



ポイント① 生ごみの減量化・資源化

- 事業ごみの約40%は、厨芥類（生ごみ）です。水切りをしっかりとって減量化しましょう。（生ごみの90%が水分です）
- 生ごみの堆肥化・飼料化など食品リサイクルをしている業者に処理を委託しましょう。持ち込み先は前項でご確認ください。



ポイント② 紙類のリサイクル

- 燃やせるごみの中にはリサイクルできる紙が多く含まれています。事業所の中で工夫して紙を節約しましょう。



両面印刷や
2in1印刷をする

コピー用紙の裏面を
利用する

電子メール等を活用し
ペーパーレス化する

回覧や掲示を利用して
書類を一元化する

ごみを分別できる環境づくり



▶ごみ減量への第一歩は、ごみを適切に分別することです。事業所内で分別できる環境づくりをしましょう。

ステップ① 発生するごみの種類・量を把握しましょう。

ステップ② 保管場所をごみの種類ごとに区分けして、表示をしましょう。

ステップ③ ごみの種類ごとに分別箱を設置し、表示をしましょう。



倉敷市のごみ減量化施策

本市の事業系一般廃棄物の排出量は令和元年度時点で目標値と約7.6千トンの乖離があり、この差を埋めるため事業系一般廃棄物の減量化を行うことが必須となっています。事業者の方は、より一層の減量化、資源化及び適正処理の推進にご協力ください。

事業系ごみの排出状況の調査・指導

▶平成5年度から、毎年、多量の一般廃棄物を排出する事業所に対して一般廃棄物減量資源化計画書の提出を求めています。

さらに、事業所訪問を行い、事業の種類・形態等に合わせた、効率的な分別方法の提案や啓発資料（レッツスリム等）により適正処理の指導を行っています。



清掃工場での搬入物検査

▶事業ごみの受け入れ時に資源化物や不適正廃棄物の混入を確認する搬入物検査を実施し、不適正な排出業者に対して指導を強化しています。

また、高感度カメラを使い、ダンボール等の資源化物やプラスチック類等の産業廃棄物の不適正処理などの検査を強化しています。



※燃やせるごみの中にリサイクルできる紙などが多く含まれています。

発行 倉敷市 環境リサイクル局 リサイクル推進部 一般廃棄物対策課

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地 TEL (086)426-3375 FAX (086)421-0144